



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告番号1-1 外239名

被告 国 外1名

2022〔令和4〕年9月8日

準備書面 88

—被告東京電力が行った個別原告準備書面への反論に対する再反論（総論）—

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



目次

第1	避難の相当性や損害論に関する被告東京電力の主張について	3
1	当該地域の空間放射線量等は健康影響を生じさせない、との主張について.	3
2	当該地域の大多数の住民が避難していない、との主張について	4
3	チェルノブイリとは事故の規模が異なる（事故の程度が軽い）、との主張について	4
4	避難は放射線作用との相当因果関係を欠く、との主張について	5
5	法律上保護される利益に対する侵害がない、との主張について	5
第2	個別の損害項目についての被告東京電力の主張について	6
1	移動交通費に関する主張（根拠不明、必要性なしとの主張）について.....	6
2	家財道具移動費・購入費に関する主張（根拠不明、必要性なしとの主張）について.....	7
3	生活費増加費用に関する主張について.....	8
4	就労不能損害に関する主張について	8
5	検査費・除染費に関する主張について.....	9
第3	弁済の抗弁・充当についての被告東京電力の主張について	9
1	弁済の抗弁に関する主張について（世帯構成員間での弁済充当の主張を含む）.....	9
2	和解の確定効、不可争効に関する主張について	10
第4	避難指示が出されていた区域の指示が解除された後の評価に関する被告東京電力の主張について.....	11

本書面では、被告東京電力が行った各原告の提出した個別準備書面への反論に対して行う再反論のうち、総論的な部分について述べる。

被告東京電力が行った個別準備書面に対する反論に対しては、各原告から個別の反論書面を逐次提出する予定であるが、被告東京電力の反論書面においては、いずれの原告においてもなされている反論内容も多い（表現も殆ど同一である）。これらの主張については、これまでの書面においても詳しく主張し、被告東京電力の主張の誤りを述べてきたところであるが、今般改めて原告側から総論として簡潔に再反論するのが相当だと判断した次第である。

以下、具体的に述べる。

第1 避難の相当性や損害論に関する被告東京電力の主張について

1 当該地域の空間放射線量等は健康影響を生じさせない、との主張について

被告東京電力は、多くの個別準備書面において、「〇〇市の空間放射線量は、…放射線被ばくによる健康影響を生じるものではな」と断言している。

しかし、当該地域の被ばく量（低線量被ばく量）が健康影響を生じさせないと断言できる科学的知見はない。むしろLNTモデルに従えば、どれだけ被ばく量が低くなっても、低線量被ばくによって健康影響が生じ得るのであって、しかも個人差（年齢、疾病、医療被ばくの必要性等）は大きい。一定の線量以下であれば健康リスクがゼロだと言うのであれば、「個人差」という問題は生じないが、リスクがゼロにならない以上、健康影響を生じさせないとは到底断言できないのである。

だからこそ、ICRPも、計画的被ばく状況（通常時）の公衆被ばく線量限度を年間1ミリシーベルトとしているのであって、被告東京電力の主張は明らかに誤りである。

2 当該地域の大多数の住民が避難していない、との主張について

被告東京電力は、多くの個別準備書面において、「〇〇市の住民のほとんどは避難して」いない（から避難には本件事故との相当因果関係が認められない）との主張を再三繰り返している。

しかし、避難の相当性を判断するにあたって、当該地域から避難した者の数は重要な事実ではない（このことは前橋地裁判決等でも認めており、その判断は高裁、最高裁においても覆されていない）。

避難していない人の中にも、諸々の事情から、避難したくても出来ない人もいるのであって、先に述べた低線量被ばくの危険性や当該避難者の個別事情も踏まえて、避難の相当性は判断されるべきである。

3 チェルノブイリとは事故の規模が異なる（事故の程度が軽い）、との主張について

原告らが、本件事故が国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）でレベル7と評価される最悪の事故であり、チェルノブイリ（現在ではチョルノービリと表現されることもあるが、以下、チェルノブイリと記載する）原発事故に匹敵すると主張したのに対して、被告東京電力は、本件事故の深刻度や被害規模はチェルノブイリ原発事故と比較して数段軽いかなのような主張を行っている。

しかし、チェルノブイリ原発事故においては、放射性物質が拡散した範囲が福島第一原発事故と比較して極めて広い。したがって、個々の被害を考える上で放出された放射性物質の総量を比較する意味はなく、当該地域自体の汚染の程度が問題とされなければならない。

しかも、チェルノブイリ原発事故においては、大量に被ばくした被害者もいるため、平均すると被ばく量が多くなる計算結果となるが、福島原発事故と同レ

ベルの被害であると認定されている。さらに、福島第一原発事故の場合、当初の被ばく量は正確に測定されていない。なお、チェルノブイリ原発事故に対応するために定められたチェルノブイリ法では、追加年間線量0.5ミリシーベルトで経済的な援助があり、追加年間線量1ミリシーベルトで避難の権利が認められていることは周知のとおりである。

4 避難は放射線作用との相当因果関係を欠く、との主張について

被告東京電力は、前1項ないし3項記載の主張を前提に「〇〇市への移動や転居については本件事故との相当因果関係が認められない。」と主張する。

しかし、各原告の陳述書及び個別準備書面において具体的に記載した通り、各原告は、放射線被ばくによる健康影響・被害を考慮して避難を決意したのであって、しかも、計画的被ばく状況（通常時）においては年間1ミリシーベルトとされている以上、その数値を超える地域に居住し、或いは生活圏内にその数値を超えるスポットがある場合、避難との間の相当因果関係は当然認められる。

なお、被害者の政府等の指示によらない避難は、避難の合理性がある限り尊重され、区域外の避難者についても相応の損害が補填されるべきことについては、原告ら全体準備書面81で詳しく主張している。

5 法律上保護される利益に対する侵害がない、との主張について

被告東京電力は、多くの個別準備書面において「本件事故により〇〇市に居住することに健康影響はなく、健康影響がないことは十分に周知された」のであるから、原告に法益侵害が生じたとは認められないと主張する。

しかし、原告らは、「健康影響が生じた」から損害賠償を求めているのではない。放射線被ばくによって健康影響が生じる危険性が高まり、それがICRPで許

容されている通常時の被ばく量を超え、或いは土壌汚染が生じたため、避難することを余儀なくされたのであって、そのことによる損害について賠償を求めているのである。

このことは、これまでの原告らの準備書面で再三述べたところである。

憲法上保障されている平穩生活権、人格発達権が侵害されているのであって、単なる法律上保護される利益にとどまらない権利が侵害されているのである。

第2 個別の損害項目についての被告東京電力の主張について

1 移動交通費に関する主張（根拠不明、必要性なしとの主張）について

被告東京電力は、移動交通費に関して、『標準交通費』なる概念は、実際に発生した損害を上回る損害を請求するものであり、民事訴訟法上の根拠を欠くものである」から、損害額を「標準交通費」によって認定することは認められない、交通費などの積極損害については、領収証等によって移動の事実及び移動に要した費用を立証することが出来、必要である旨主張している。

しかし、当時の状況からすれば、領収証の保管を要求すること自体無理を強いるものである。また、当時の状況からして必要性のない出費を行う筈がない。

原告らが、当時、自家用車で移動するにあたり、各避難先への移動区間ごとにガソリン代等の領収証が出るわけでもない。また、移動時期や渋滞状況等によって所要時間やガソリンの消費量等も異なってくるうえ、被災者らが利用した交通機関の如何、及び運転する車の車種によって避難交通費にかかる補償額が異なるのは被災者間の公平に反する。それゆえ、各移動先との距離を基準に被告東京電力が自ら策定した標準交通費を当てはめて交通費を算定することになったのであり、そのことは合理的であって、これによる定額賠償は訴訟上も適切な金額であると考えべきである。

2 家財道具移動費・購入費に関する主張（根拠不明、必要性なしとの主張） について

被告東京電力は、家財道具の移動費や購入費に関して、領収証を提出していないとか、いかなる理由でこれらが必要になったのかについての立証がない等と主張する。

しかし、当時の状況からすれば、領収証の保管を要求すること自体が無理を強いるものであり、また当時の状況からして必要性のない出費を行う筈がない。

この点、被告東京電力は、家財道具購入費について、実際に出損した事実、具体的な損害額の立証がないので、損害の発生を認める余地がない旨、ADR基準による請求は、和解合意に至る認定も不明で、家財道具購入の事実、本件事故との相当因果関係及び購入額を立証する関係にはない等として損害を否定している。

しかし、原告ら全体準備書面83でも主張したように、ADRによる支払いにおいても、損害費目や発生時期を特定して損害を賠償する合意が成立し、和解契約書を締結の上、賠償金が支払われている。移転に伴う各種家財道具購入を逐一領収証などで裏づけることが事実上困難だからこそ、標準的な購入基準額を定めて支払合意に至っているのである。領収証のないことが購入・出損した事実自体を否定することにならないのは当然である。

被告東京電力の主張は、ADRと裁判の間においてダブルスタンダードを肯定する不誠実な姿勢のあらわれに他ならない。裁判になったなら、一時立入も可能で中には持ち出せる家財があったとか、放射線量の検出・持出し・利用可能か否かを個別に主張・立証しなければ損害として認めない、という主張自体、自ら表明した3つの誓いや5つの約束に反し、これまでの賠償事実を否定し、自身の責

任を否定するものであって、極めて不当である。

3 生活費増加費用に関する主張について

被告東京電力は、生活費増加費用に関して、証拠を提出していない、地方自治体等から支援を受けている等と主張する。

しかし、当時の状況からすれば、領収証の保管を要求すること自体無理を強いるものであり、また、当時の状況からして必要性のない出費を行う筈がない。

しかも、原告ら全体準備書面83において、各財産的損害別に主張した通り、被告東京電力は、被災者による立証負担の軽減も考慮した上、各損害項目・内容毎に定められ自ら承認した補償基準にのっとり、各損害額を算定し、和解契約のもとに既払金として賠償してきたところであり、今般の主張は、これまでの賠償事実を否定し、自身の責任を否定するものであって、極めて不当である。

4 就労不能損害に関する主張について

被告東京電力は、「事故後の収入を一切控除することなく損害額の算定を行うのは差額説に照らして不合理」だと主張する。

しかし、本件において、原告らを含む避難者らは、通常以上の負担や努力を払って事故後の収入を得たのであり、そうであるからこそ、被告東京電力も認めるADR基準において、本件事故の特殊性から「特別の努力」として月額50万円までの中間収入を控除しないとされて支払合意がなされた（原告ら全体準備書面83第11）のである。

被告東京電力の主張は、これらの経緯を一切無視したものである。

5 検査費・除染費に関する主張について

被告東京電力は、「当該地域の空間放射線量は健康に影響を与えるものではなかったから、検査をする必要がない」旨主張する。

しかし、個々人の受けた被ばく量については、外部被ばくだけでも地域の平均値では把握しきれない個人差があったと考えられる上に、個人差がさらに大きな飲食等を通じた内部被ばくの影響を考慮すべきこと、個人の感受性にも差があること等を踏まえる必要がある。そもそも、既に述べたとおり、LNTモデルに従えば、低線量でも被ばくしたことにより健康リスクは明らかに高まったのであるから、検査の必要性があり、検査費は相当因果関係を有する損害である。

特に、検査のための交通費が損害として認められたのは、原発事故による甲状腺障害など、とりわけ子どもの健康について将来にわたり重大な健康被害をもたらすおそれがあり、年一回の定期検査をうける権利を保障すべきと判断された為である。そして、その実効性を担保するために、被告東京電力自身が定めた基準にのっとり、定額の交通費を認めることとしたのであり、被告東京電力の主張は、これらの事実を無視、否定するものである。

第3 弁済の抗弁・充当についての被告東京電力の主張について

1 弁済の抗弁に関する主張について（世帯構成員間での弁済充当の主張を含む）

被告東京電力は、払い過ぎの部分があり、その部分については他の項目に充当できる、また原告らの世帯構成員間で弁済の相互充当が認められるべきであるなどと主張する。

しかし、これらの主張に対しては、原告ら各全体準備書面81、84、85、86において詳しく述べたとおりである。

そもそも被告東京電力が裁判になってから損害自体を否定し、支払過ぎだと主

張するのであれば、被告東京電力側で具体的に主張・立証して不当利得返還請求をしなければならない。しかも、従前の支払は、項目、時期を特定してなされたものであり、他の項目に充当することは許されない。まして、個人の損害賠償において世帯内での流用など到底認められるものではない。

2 和解の確定効、不可争効に関する主張について

また、被告東京電力は、ADR 手続における和解契約に基づく賠償や直接請求手続による賠償は民法 691 条にいう和解契約の要件を満たさず、和解の確定効及び不可争効はなく、当該損害にのみ充当されるなどの合意もない、したがって、原告らは具体的な損害及び額並びに本件事故との相当因果関係について立証する必要があり、その立証のないものは、本件事故による損害としては認められない、と主張する。

しかし、これらの主張に対しても、既に、原告ら全体準備書面 83、86 において詳しく述べたとおりである。

原告らに対する直接請求による既払い金の支払いも、個々の損害の発生を認めた上で、損害費目と損害発生時期を特定し、当該損害に対する賠償をする旨の合意（和解契約）のもとに所定の手続きを経て賠償が行われ、数次にわたって順次請求—支払がなされてきたものである。

ADR 手続における和解契約や直接請求手続による支払が和解契約に基づく支払であることは同種裁判例においても認められており、最高裁判所もこの判断を是認している。したがって、ADR における和解契約や直接請求手続が和解契約の要件を満たさないという上記主張は、最高裁の法的判断に反し、また、信義則にも反するものであり、認められるものではない。

第4 避難指示が出されていた区域の指示が解除された後の評価に関する被告東京電力の主張について

被告東京電力は、避難指示が出されていたが、この間に指示が解除されたという地域について、避難指示が解除されて以後帰還して生活を営むことが可能な状態に至っているのだから、その日以降、本件事故の放射線の影響による平穏生活利益侵害の状態が継続しているとは評価し得ない等と主張する。

しかし、指示が解除されたからといって、被害者らが直ちに元の居住地に帰還して自立して生活を営むことが現実的に可能な状態に至ったなどとは到底言えない。被告東京電力の主張は、現実の被害状況、避難指示が出された地域の荒廃状況、被害者らの生活実感を全く無視した主張であり、認められるものではない。

以上